

## みなとみらい公共駐車場の本市への移管について

みなとみらい公共駐車場(所有者：(公財)横浜市建築助成公社)の本市への移管について、移管後の事業手法等に関する検討状況をご報告いたします。

### 1 みなとみらい公共駐車場の概要

- (1) 供用開始：平成 3 年
- (2) 所在地：西区みなとみらい一丁目 3 番地 1 (パシフィコ横浜の地下)
- (3) 延床面積：51,051.30 m<sup>2</sup>
- (4) 構造：鉄筋コンクリート造地下 2 階建 (パシフィコ横浜の区分所有施設)
- (5) 収容台数：自動車 1,176 台、自動二輪車 44 台

### 2 みなとみらい公共駐車場に関する経緯及び検討状況

- ・平成 17 年度に新規融資が終了し、社会的役割を終えることとなった(公財)横浜市建築助成公社については、解散に向けて所有施設の整理を進めており、「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」では、32 年度までにみなとみらい公共駐車場を本市に移管することとしています。
- ・本市移管後は、パシフィコ横浜との一体運営の実現や M I C E 施策推進の観点から、本駐車場の所管局はパシフィコ横浜を所管する文化観光局とします。
- ・事業手法は P F I 法の公共施設等運営権 (コンセッション) 方式を予定しており、運営事業者は、本駐車場がパシフィコ横浜と一体不可分であることを踏まえ、(株)横浜国際平和会議場を想定しています。

#### 事業手法の比較

	A 業務委託方式	B コンセッション方式	C 施設貸与方式
① 運営の一体性	△ (仕様書記載の業務)	○ (運営者間の連携)	○ (運営者間の連携)
② 利用者へのサービス向上	△ (現状のまま)	◎ (民間ノウハウ発揮)	◎ (民間ノウハウ発揮)
③ 市の収入増	△ (現状維持)	◎ (民間ノウハウ発揮)	◎ (民間ノウハウ発揮)
④ 業務範囲 (大規模修繕)	× (管理業務のみの委託)	◎ (大規模修繕含む)	◎ (大規模修繕含む)
⑤ 契約の解除	○ (委託取消)	○ (契約解除)	△ (借家人保護)
総合評価	△	◎	○
	現状のまま※	民間のノウハウ発揮が大きく期待できるだけでなく、M I C E 施策推進という目的に最適な手法である。	ノウハウ発揮が期待できるが公共の関与が限定的であり、M I C E 施策推進という目的を果たしえない。

※「現状」は(公財)横浜市建築助成公社から(株)横浜国際平和会議場に管理運営を委託

### コンセッションの主な優位性

- ・民間事業者の創意工夫により、VIPのセキュリティ対応など、催事主催者からの要請に対して柔軟な対応が期待できる。
- ・大規模修繕業務を業務範囲内とし、事業者の負担で行う一方、本市は運営権対価による歳入を確保できる。

### 3 今後のスケジュール(予定)

32年度末の本市移管、33年4月からの運営開始を見据え、以下のスケジュールで手続きを進めます。

なお、外部有識者から構成されるPFI事業審査委員会(横浜市民間資金等活用事業審査委員会)における審議を経て、31年第2回市会定例会にて「公共施設等運営権に係る実施方針条例制定」に関する議案の提出を予定しています。

31年度			32年度			33年度
4月~7月	8月~11月	12月~3月	4月~7月	8月~11月	12月~3月	4月~
※コンセッション方式でのスケジュール <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 80%;"> <p>●実施方針条例</p> <p>○実施方針公表</p> <p>○特定事業の選定</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>○提案募集要項公表</p> <p>○事業者決定</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●運営権設定議案</p> </div> </div>						★本市移管 <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 10px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">             運営 開始           </div>

※ ●: 議決を要する事項

#### 【参考】コンセッション方式のイメージ

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を本市に残したまま、公共施設等の運営権を民間事業者に売却し、運営を民間事業者が行うスキームです。

